

補足給付事業のお知らせ＜令和 8 年度版＞

～無償化の開始に伴う「給食費に係る補足給付事業」のお知らせです～

年収 360 万円未満相当世帯 や **所得に関わらず第 3 子以降^{※1}の子ども** の
給食費（副食費部分^{※2}）について補助する制度です。

※1 小学校 3 学年修了前の兄弟から数えて第 3 子以降のお子さんが対象となります。

※2 給付の対象となるのは副食費（おかず代やおやつ代など）のみです。主食費（米、麺、パンなど）は対象外です。

Q1. どのような制度ですか？

無償化の開始に伴い、私学助成幼稚園児の保護者の皆様の負担を軽減するため、国の助成を受けて、給食費のうち副食費相当額を補助する制度です。

Q2. どのような場合に補助の対象になりますか？

下記の①～③のすべてに該当する場合、補助の対象となります。

- ① 市川市に住民票があること。
- ② 当該年度の 4 月から 3 月において、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園（私学助成園）に在園していること（年度途中入園も含む）。
- ③ 下記のいずれかに該当していること。
 - (1) 世帯（父母など）の^{※1}市民税所得割額が 77,101 円未満（年収 360 万円未満相当世帯）である場合
 - (2) 所得に関わらず、小学校 3 学年修了前の兄弟から数えて第 3 子以降の場合
 - (3) ^{※2}市民税世帯非課税者の場合

※1 市民税所得割額：4 月～8 月分は前年度の市民税所得割額、9～3 月分は当該年度の市民税所得割額。

※2 市民税世帯非課税者：生活保護世帯、障害者・未成年者・（みなし）寡婦・寡夫（前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合を除く。）、里親。

Q3. 補助の金額はどうなりますか？

1 食当たりの副食費相当額 × 給食日数 = 補助額（上限額：月額 5,100 円）

※実際にかかる副食費相当額（各施設により異なります）をもとに算定し、上限額と比較して低い方の額を補助します。

※月額 5,100 円を超過した分は補助されません（保護者負担）。

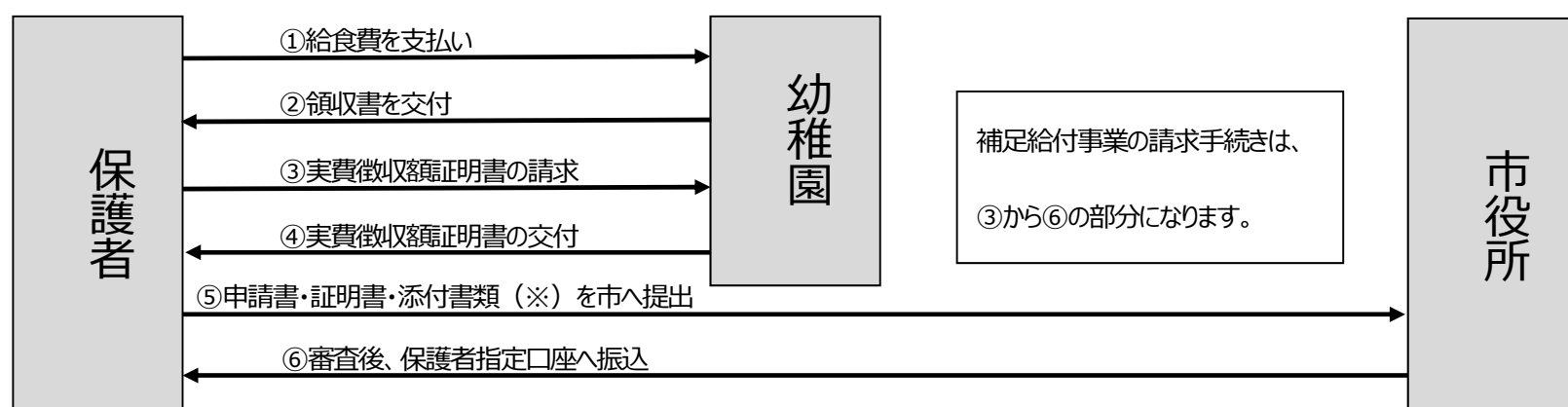
Q4. 補助の振込方法はどうなりますか？

補助額は、市川市から保護者指定口座へ振り込みます。

※預かり保育をご利用の方は預かり保育でご指定いただいた口座へお振込みとなります。

申請等については、裏面をご覧ください。

Q5. 手続きの流れはどうなりますか？



※添付書類については Q6 の＜該当する方は下記の添付書類も提出が必要です＞をご覧ください。

Q6. 申請に必要な書類は何ですか？

＜全員提出が必要なもの＞

交付申請書（保護者が作成）	市川市特定子ども・子育て支援施設等副食費補足給付事業補助金交付申請書
添付書類（施設が作成）	市川市特定子ども・子育て支援施設等副食費補足給付事業補助金実費徴収額証明書

＜該当する方は下記の添付書類も提出が必要です＞

（4～8 月分）令和 7 年 1 月 1 日時点の住民票が市川市以外の方	令和 7 年度課税（非課税）証明書
（9～3 月分）令和 8 年 1 月 1 日時点の住民票が市川市以外の方	令和 8 年度課税（非課税）証明書
ひとり親世帯	戸籍全部事項証明書（発行されて 3 ヶ月以内のもの）※
生活保護受給者	生活保護受給証明書 ※
児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親の方	里親であることを証する書類 ※

※今年度の初回申請時に提出してください。提出後、状況に変更が生じた場合は下記担当までご連絡ください。

※海外赴任中等で課税証明が提出できない方については、下記担当までご連絡ください。

Q7. 申請はいつまでにすればいいですか？

各申請締切日までに郵送または窓口にて申請ください。

副食費の申請対象年月	申請締切日（※）	支払予定日
令和 8 年（4 月～ 6 月分）	令和 8 年 7 月 17 日（必着）	令和 8 年 9 月下旬
令和 8 年（7 月～ 9 月分）	令和 8 年 10 月 16 日（必着）	令和 8 年 12 月下旬
令和 8 年（10 月～12 月分）	令和 9 年 1 月 15 日（必着）	令和 9 年 3 月下旬
令和 9 年（1 月～ 3 月分）	令和 9 年 4 月 7 日（必着）	令和 9 年 5 月下旬

※本事業は単年度事業であり、年度を越えての申請はできません。ご注意ください。

Q8. 申請に必要な書類はどこで入手できますか？

通園先の園もしくは市川市 W E B サイトから入手ください。

↓ 2 次元コードはこちら



申請先：〒272-0021

市川市八幡 1-1-1 市川市役所第 1 庁舎 2 階

市川市 こども家庭部 こども施設入園課

事業管理グループ 補足給付担当

047-704-0255